

平成24年度第5回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成24年6月13日（水）午後1時30分～午後3時37分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、都市整備部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長
審議事項	
1	新市立伊勢総合病院建設基本計画（診療科、病床数等）について ＜病院事務部＞
2	防災行政無線戸別受信機廃止に伴う、自治会放送設備等設置に対する補助制度の創設について（再協議） ＜環境生活部＞
3	今後の総合計画（基本構想及び基本計画）の策定について＜情報戦略局＞

1 新市立伊勢総合病院建設基本計画（診療科、病床数等）について＜病院事務部＞

概要

新市立伊勢総合病院建設基本計画の策定を進めており、（1）新病院の整備理念・整備方針、（2）新病院の主要医療機能、（3）新病院における診療科、（4）新病院における病床数について、審議を行なった。

＜主な内容＞

（1）新病院整備方針

①新病院整備理念

『人間性豊かな市民病院 ～市民の健康増進、生活の質の向上を目指して～、～愛情と誇りを持てる病院を目指して～』

②新病院整備方針

- ・ 質の高い良質な医療の提供
- ・ 患者中心の良質なチーム医療の醸成
- ・ 他の医療機関、福祉施設などと緊密なコミュニケーションを図る
- ・ 行政と協働して政策医療を実行し、市民病院の責務を果たす
- ・ 災害時に拠点となる病院として、市民の命を守る
- ・ 働きがいがあり、報われる職場となる就業環境の改善に取り組む
- ・ 優秀な人材の育成、確保、定着に努める
- ・ 病院を維持、継続できる安定した経営基盤の確立

（2）新病院の主要医療機能

①急性期医療機能

⇒現在の診療機能を確保しつつ、脳神経外科を再開し、対応を強化する。

②救急医療機能

⇒ 2次救急医療を中心とした対応

③回復期医療機能・慢性期医療機能

⇒ 対象疾患全体への対応機能強化

④予防医療に関する役割

⇒ 病院と行政による生活習慣病対策の実施

(3) 新病院における診療科について

①考え方

- ・ 急性期医療を担う上で、複数科にまたがる疾病に対し、適切な診療を行なうためには、現診療科を確保することが必要。
- ・ 回復期リハビリテーション病棟施設基準として、リハビリテーション科を新たに標榜。
- ・ 脳神経外科を再開させることにより、急性期・救急医療機能の強化を図るとともに、脳血管疾患に対する回復期リハビリテーションの機能強化につなげる。

②診療科

【現病院】 入院：12診療科、外来：17診療科

【新病院】 入院：14診療科、外来：18診療科

(4) 新病院における病床数について

一般病床	220床
回復期リハビリテーション病床	40床
療養病床	20床
合計	280床

結論 提案された案をベースに進めることと、決定した。

主な意見・補足等

- ・ 診療科の選択については、収支の問題に大きく影響する要素である。
- ・ 小児科を充実して欲しいという要望はないのか？
⇒ 小児科については、現在、他科に関わる必要があることから、週1回の外来を設けている。本地域では、個人診療所が比較的多く、また、2次救急は伊勢赤十字病院という流れが浸透している。
- ・ 脳神経外科は、医師の確保が、かなり難しいと考える。
⇒ 脳神経外科はなくてはならない診療科であると考えている。また、脳神経外科医に限らず、内科医等も含め、医師を増加させる必要がある。
- ・ 病床数については、現在の体制を前提に、検討を行なった。

資料 付議事項書

2 防災行政無線戸別受信機廃止に伴う、自治会放送設備等設置に対する補助制度の創設について（再協議）〈環境生活部〉

概要

防災行政無線の一元・デジタル化整備により、既存戸別受信機が廃止（平成25年度末）される。

戸別受信機を利用して自治会放送等を行っていた旧小俣及び旧二見の一部において、伝達手段がなくなることから、その代替措置として、自治会放送設備等の具体的な補助制度を創設することとなっており、その内容について、再度、審議を行った。

〈補助内容案〉

拡声放送設備を主に同様の周知機能を有するもの（エリアトーク【戸別受信機】及び携帯メールでの配信機能を有するもの）も含め、自治会の選択性を設ける。なお、コミュニティのさらなる情報伝達手段の確保策として、携帯メールでの配信機能を有するものについては、拡声放送設備の有無に関係なく、補助対象とする。

（1）対象

伊勢市内全自治会を対象とし、拡声放送設備の有無によって適用範囲を区分する。

- ・ 拡声放送設備がある場合⇒①携帯メールでの配信機能を有するもの
 - ・ 拡声放送設備がない場合⇒①拡声放送の設備
 - ②エリアトーク（戸別受信機）
 - ③携帯メールでの配信機能を有するもの
- ※3つの方策から、自治会が選択

（2）補助金額

下記の①、②のいずれか低い額を補助

- ①以下の3つのいずれか選択した整備費×1/2
 - i) 拡声放送設備費（付帯工事費含む）
 - ii) エリアトーク整備費（付帯工事費含む）
 - iii) メール配信整備費（パソコン購入費及び設定費）
- ②50万円＋加入世帯数×2千円

メール配信機能を利用できない方（携帯電話を持っていない等）に対しては、メール読上げ型の戸別受信機（試作段階）を利用することを想定する。補助金については、世帯単位で携帯電話を所持しない世帯を対象に、機器購入費の1/2を補助する。

※携帯電話を所持しない想定世帯

⇒高齢者の1人世帯、高齢者同士の2人世帯…等

(3) 補助制度施行期限の設定

戸別受信機の代替措置としての意味合いから、合併調整に基づく新市の一体化を前提とした新市建設計画期間の期限（平成27年度）までの時限的な補助制度とする。（平成25～27年度）なお、メール読上げ機の購入補助については、平成28年度以降も継続して行なう必要がある。

結論 拡声放送設備の有無及び携帯電話の有無については、補助制度の要件区分から除外する。本案に基づき、地域と協議を進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・メール読上げ機は、携帯電話局の電波を利用し、メールの内容を音・文字で知らせることができるため、視覚・聴覚障がい者に対しても有効である。AC電源、電池、充電電池が使用できるため、停電時においても作動し、持ち運びも可能である。
- ・既に設置している自治会の拡声放送設備の修繕も対象となるのか？
⇒新規設置を想定している。
- ・携帯電話を持っていない世帯の証明は？
⇒本人申請とするが、1/2負担なので、必要を感じている人に限定されると考えている。
- ・補助の対象を拡声放送設備の有無で区分しているが、区分は必要でないと思う。自治会に選択権を渡すべきである。また、メール読上げ機の要件を「携帯電話を所持していない世帯」に限定しているが、この制限も不必要である。

資料 付議事項書

3 今後の総合計画（基本構想及び基本計画）の策定について

<情報戦略局>

概要

平成23年度第15回経営戦略会議において、『現時点においては、基本構想については、議会の議決を得ること要件とし、基本計画については、市長の任期に合わせて策定する方針で進める』ことを確認した。

次回市長選挙が平成25年11月であることから、平成25年4月からそれまでの間における、市政運営の示し方について、審議を行った。

<主な内容>

1 平成25年度における取扱いについて

(1) 基本構想について

現総合計画の基本構想を、継続して基本構想と位置づける。

(2) 基本計画について

平成25年度における市政方針を作成する。

2 平成25年度における市政方針の策定について

(1) 構成

①分野の分け方

行政活動報告書（「伊勢のまち、伊勢の行政」）の分野別と統一する。

②基本施策の明示

基本施策及び主要事業を示す。また、各個別計画との関連を示す。

(2) 策定方法

個別計画及び伊勢市やさしさプランなど、現在の市の方針を庁内で整理し、作成する。

結論

提案どおりの考え方で、進めることと決定した。

主な意見・補足等

- ・基本構想は、いつ変更することとなるのか？
⇒平成25年11月以降となる。現総合計画は、新市建設計画の基本構想を引き継いでいるものであることから、それ以降も当面は引き継ぐという考え方もある。
- ・1年間であっても、市長の思いを反映させた計画は重要ではあるものの、あまりにも大きな労力を投入することは、控えるべきである。
- ・現在策定されている個別計画は、市長の任期中に策定されたものが多く、これら分野別計画を積み上げて、庁内調整を進め策定したい。

資料

付議事項書